福祉年金の所得状況届

早めに提出しましょう

七十才以上のお年寄り、重度の身体障害者、夫と死別した母子世帯の人たちで現在福祉年金を受けているかたは、毎年六月中に所得状況届を市町村役場に提出することになっており、ことしもその提出時期になりました。役場ではこれらの人たちには各自に通知して届けをすませてもらう予定です。

この所得状況届というのは、福祉年金を受けている本人、そのつれあい、年金を受けているひとを実際に養っているかたの四十二年中の所得状況を届け出るもので、これによってことしの五月から来年の四月までの一年間、福祉年金を受けることができるかどうかを決める非常に重要な届書です。

この届は、六月中に役場に提出することになっていますが、期限までに提出されないと、福祉年金の支払いは、九月六日の支払日に間に合わないことになりますので早めに提出しましょう。所得状況届には必ず国民年金証書を添えて出してください。

この証書がないと、ことしの年金支払額が記入できませんし、もちろん郵便局でも支払いは受けられません。

なお、いままで基礎額以上の所得があるということで、福祉年金の支給を停止されていた人でも、毎年の法律改正で福祉年金を支給するかどうかの基準額が引き上げられていますから、あるいは年金を受けられるようになっている場合もありますから、このようなかたは役場、社会課にご相談ください。

さらに、住所、氏名を変えたかたや新たに公務扶助料などの公的年金を受けることとなったかたでまだその届を出していないかたは所得状況届を提出する際にいっしょにこの届も出してください。

これらの用紙は、役場社会課に用意してあります。

迷い子郵便を

なくそう

あて名は正確に

四月は、進学や就職のため、住所を変わる人が多くなっています。

それと同時に、多くなるのが迷い子の郵便物です。次のことに気をつけて、迷い子郵便をなくすように注意しましょう。

○ 住まいを変えたらまず知り合いや友だちなどに転居の通知を出すことは礼儀ですが、それと同時に、転居前に住んでいたところの配達を受け持っている郵便局へも、必ず転居届けを出してください。

○ 転居の届け（通知）が出してあれば、郵便局では一年間、移った先へ郵便物を転送することになっています。

○ 転居届けが出ていないと、差し出し人に送り返されますから気をつけてください。

○ 郵便局では、この転居届けの便宜をはかるため、郵便局の窓口のほかに、市町村役場の窓口にも転居届けの用紙と差し出し箱を用意してありますから、これを利用されると便利です。

○ 同居人あての郵便には、同書きをはっきり書きましょう。アパートや下宿、間借りなど同居している人が郵便物を出す場合は、自分の住所を書くとき、アパートの名まえなどや、同居している家、または下宿している家の世帯主の名まえなどをはっきり書いて、必ず同書きをつけるようにしましょう。

○ 迷い子郵便物は、あなたの心が通じなくなるばかりでなく、郵便局にも手数をかけ、ひいては他の郵便物にも迷惑をかけるもとになります。あて名は正確に完全に書きましょう。

ことしの七月一日から、郵便番号制が全国いっせいに実施されます。この郵便番号制というのは、四月の本紙で紹介しましたように郵便を早く届けるため差し出すときにあて先の住所氏名といっしょにその地域の郵便番号を書いていただき、区分け作業を機械化しようとするものです。すべての郵便物にあて先の郵便番号はもちろん、差出人ご自身の住所の郵便番号も必ず書きそえるようにいたしましょう。

そこで、近く各家庭や事業所に郵便番号簿が配られます。この番号簿には県内と栃木、埼玉、長野、新潟、東京、神奈川の郵便番号が収録されてあります。このほかの地域に郵便を出すときは、もよりの郵便局や切手売りさばき所に備えつけてある全国版郵便番号簿を見てください。また、郵便局では電話や郵便による問い合わせにも応じてくれるはずです。

7月から郵便番号制

近く番号簿が配布されます

五月の園芸メモ

八十八夜の別れ霜といいますが五月初旬には朝顔をはじめ、サルビア、オジギソウをまけますし、日除けにヒョウタンやヘチマもまいておくとよいでしょう。暖くなると害虫も動きはじめます。BHCを時々かけましょう。